四　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正関係

大規模な災害に対処する外国の軍隊に対する物品又は役務の提供について、物品役務相互提供協定の締約国を対象とする規定を整備することとした。（第三三条関係）

五　施行期日等

1　この法律の施行に伴い必要となる経過措置について定め、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第一三条関係）

2　この法律は、令和八年三月三一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めることとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四五号）（警察庁）

1　接待飲食営業に係る遵守事項等の追加

(一)　接待飲食営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならないこととした。（第一八条の三関係）

(1)　料金について、事実に相違する説明等をする行為

(2)　客が接客従業者に対して恋愛感情等を抱いていること等を知りながら、これに乗じ、一定の行為により当該客を困惑させ、それによって飲食等をさせる行為

(3)　客が注文等をする前に飲食等の全部又は一部を提供することにより当該客を困惑させ、それによって当該飲食等をさせるなどする行為

(二)　接待飲食営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならないこととし、当該行為をした者に対する罰則を設けることとした。（第二二条の二及び第五三条関係）

(1)　客に注文等をさせ、又は料金の支払等をさせる目的で、当該客を威迫して困惑させる行為

(2)　客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が法令に違反する行為により金銭を得ること等を要求する行為

2　いわゆるスカウトバックに係る禁止規定の整備

性風俗関連特殊営業のうち一定の営業を営む者は、異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭等を提供し、又は第三者をして提供させてはならないこととし、当該行為をした者に対する罰則を設けることとした。（第二八条、第三一条の三及び第五三条関係）

3　無許可営業等に対する罰則の強化

風俗営業の許可を受けないで風俗営業を営んだ者等に対する罰則を強化するとともに、法人の代表者又は従業者がこれらの違反行為をしたときの当該法人に対する罰金の上限額を引き上げることとした。（第四九条及び第五七条関係）

4　風俗営業の許可に係る不許可事由の追加

都道府県公安委員会が風俗営業の許可をしてはならない者として、次に掲げる者を追加することとした。（第四条関係）

(一)　親会社等が風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者である法人

(二)　警察職員による立入りが行われた日から風俗営業の許可取消処分に係る聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした者で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

(三)　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者がその事業活動に支配的な影響力を有する者

5　その他の規定の整備

所要の規定の整備を行うこととした。

6　施行期日等

(一)　所要の経過措置を設けることとした。

(二)　施行期日

(1)　4を除き、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

(2)　4については、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四六号）（総務省）

一　電気通信事業法の一部改正関係

1　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に関する制度の整備

(一)　電気通信事業の登録等について、基礎的電気通信役務（専ら自ら設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合には、当該基礎的電気通信役務に係る業務区域等を総務大臣に提出しなければならないこととした。（第一〇条第一項及び第一六条第一項関係）

(二)　総務大臣は、基礎的電気通信役務の区分ごと及び地域単位区域ごとに、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所等を記載した基礎的電気通信役務台帳を作成し、これを公表することとした。（第一八条の二関係）

(三)　最終保障電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者、第二種適格電気通信事業者、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）は、その最終保障業務区域において、基礎的電気通信役務の提供の求めがあった場合において、同一区分基礎的電気通信役務を提供する区域内電気通信事業者がいないときは、経営上の理由がある場合であっても、同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を開始しなければならないこととした。（第二五条の二第一項関係）

(四)　近隣電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をしなければならないこととした。（第二五条の四第一項関係）

(五)　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少等をしようとする場合には、総務省令で定める一年以上の期間前までに、当該減少等により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者に対し、当該減少等の日等を周知させなければならないこととした。（第二六条の四第一項関係）

(六)　基礎的電気通信役務支援機関は、最終保障電気通信事業者に対し、最終保障電気通信役務の提供に要する費用の一部に充てるための交付金を交付する業務等を行うものとすることとした。（第一〇七条関係）

2　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「一種指定事業者」という。）等の禁止行為等に関する規定の整備

(一)　電気通信事業の登録の更新を要する事由として、一種指定事業者等がその特定関係法人（特定電気通信事業を営むものに限る。）と合併をしたとき等を追加することとした。（第一二条の二第一項関係）

(二)　一種指定事業者等は、卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととした。（第三〇条第三項及び第四項関係）

(三)　一種指定事業者の取締役等は特定関係事業者の取締役等に加えてその従業者を、一種指定事業者の従業者は特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならないこととするほか、一種指定事業者は、特定関係事業者の従業者を、当該一種指定事業者の業務のうち電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要なものに従事させてはならないこととした。（第三一条第一項及び第二項関係）